

若狭における福井県の「でたらめ行政」を検証する（その56）

河内川ダム建設の無駄と無謀 その③⑧

河内川ダム建設工事に係る関西電力熊川発電所補償について、 「公開質問状への福井県の回答」批判 —4

（小浜市） 松本 浩

私（松本）の公開質問状への福井県の回答が余りにも支離滅裂で嘘と誤魔化しに満ちていますので、全「質問の回答」の批判的分析を長期連載の形で展開させていただきます。

なお、福井県知事杉本達治宛に提出した筆者松本の「公開質問状」の「回答書」が知事名ではなく河川課長となっていることについて、その説明を求めているが未だ回答はない。

【第二の質問】（要旨）福井県知事西川一誠は、平成30年2月、国土交通大臣宛てに「平成29年度補助金交付決定額の経費の配分及び内容の変更」を申請、同大臣は平成30年3月、同変更を承認しました。

当初の「発電所補償一式 209,000千円」を「発電所補償一式 5,000千円」と「付替水路工一式 204,000千円」に分けるという内容でした。

令和2年10月6日、私は本件変更に係る打合せ、協議等の記録の開示請求を致しましたが、貴職（杉本達治知事）は「請求に係る公文書が存在しない」との理由で令和2年11月19日にこれを非公開処分されました。

- 本件変更は、何時、何処で、如何なる部署又は個人、会議等によって決定されたものですか。
- その意志形成過程を示す「記録が存在しない」のは如何なる理由によるものですか。

【第二の質問への回答】 ご指摘の変更内容に関する検討過程は以下のとおりです。

平成29年度に、県と関西電力で協議し、関西電力が実施予定だった付替水路工事はダム本体に近接しかつ上下作業となり、土工等によって生じる振動や落石がダム設備等に影響を及ぼす恐れがあるため、安全管理・工程管理の両面から水路本体部分を除く工事は県が行うこととしました。

この役割分担を踏まえ、平成30年2月の「平成29年度補助金交付決定額の経費の配分及び内容の変更申請」において、発電所補償費 209,000千円を、県による付替水路工（204,000千円）と関西電力への減電補償（5,000千円）に変更しました。

また、平成30年3月には、上記の変更について県と関西電力で「発電所導水路等移設に関する協定書」を締結しています。

この「回答」は、変更決定について漠然と「平成29年度に県と関西電力で協議」したとする以外はまったく質問に答えていない。

「県と関西電力で協議し」変更した会議名や協議記録を公開出来ないのは、本件変更が福井県の一部幹部と関西電力との密談によって決定された異常を示している。

本件変更前の「発電所補償一式 209,000千円」は、概略次のような経過を経て決定された

ものであって、本来ならばそう安易に変更され得る性質のものではない。

1、「発電所補償 209,000 千円」は「第7回発電所補償協議会」で決定された。

福井県が、国土交通大臣の承認を得るに当たって提出した福井県作成の「関西電力熊川発電所における補償協議資料」（注）には次の記載がある。

「**導水路付替補償**」 「補償内容（工事内容）は、コンクリート巻立て構造のヒューム管（φ 700）200m、法面保護・補強工（モルタル吹付 700 m²、厚層基材吹付 553 m²、ユニットネット 2,316 m²）3,569 m²、管理用道路 200m であり、補償費は総額 209,000 千円となる」

「第七回発電所補償協議会」は以下のとおり開催された。

- ・ 日 時：平成 28 年 6 月 29 日（水）13:20～14:40
- ・ 場 所：中央合同庁舎 3 号館会議室
- ・ 参加者：国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 4 名
近畿地方整備局 地域河川課 伊藤建設専門官 曾山係長
福井県 河川課 米田主任 杉本企画主査
河内川ダム建設事務所 森川主任
(株)ニュージェック 天野 ■■

（注）「協議資料」の「導水路付替補償 209,000 千円」算出根拠の「算定表」は、福井県作成の資料として提出されたが、松本の開示請求に対して福井県知事杉本達治は、工事費の数量や単価、共通費の金額や直接工事費に対する率などは非公開処分にした。非公開処分の理由は「法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」と通知された。県職員によれば「法人」とは関西電力(株)である。

2、平成 29 年 1 月 31 日、甲（関西電力京都電力部電力部長齋藤真一）と乙（福井県河内川ダム建設事務所所長高野政志）との間で「**発電所導水路の移設に関する覚書**」が交換された。

「覚書」第 3 条 甲は、末尾記載の工事を実施するものとする。

対象設備 熊川発電所設備等（取水設備および導水路等）

施工内容 発電所設備等の移設

第 4 条 乙は、前条第 1 項の工事に必要な一切の費用を負担する。

第 5 条 甲は、この覚書交換後、速やかに工事に着手し、甲乙協議により合意した工程に基づき施工することとする。

3、平成 29 年 4 月 3 日、福井県知事西川一誠は国土交通大臣に対し河内川ダム建設工事に係る平成 29 年度補助金の交付申請をなし、同日同大臣は交付決定して発電所補償（工事）費 209,000 千円の予算が成立した。

上記によれば、熊川発電所の導水路付替工事は、関西電力によって速やかに（少なくとも平成 29 年 4 月 4 日以降）着工されるべき筈であったことは明白である。

しかし何故か、関西電力は一向に工事に着手せず、しかも「覚書」交換後一年以上もたった平成 30 年 2 月 23 日に至り、福井県は「発電所補償費 209,000 千円」を「発電所補償費 5,000 千円」と「付替水路工 204,000 千円」に分割する変更を国土交通大臣に申請し、同大臣は即日これを承認した。

そして、その一カ月後の3月22日に「発電所導水路等移設に関する協定書」が福井県と関西電力との間で締結されて、付替水路工事（ヒューム管付設以外）は関西電力施工から福井県施工へと工事主体が変更されたのである。

この重大な変更の理由について本件「回答」は、「付替水路工事はダム本体に近接しかつ上下作業となり、土工等によって生じる振動や落石がダム設備等に影響を及ぼす恐れがあるため、安全管理・工程管理の両面から水路本体部分を除く工事は県が行う」ことにしたと弁明した。

なお、本件弁明について令和4年5月20日、小浜土木事務所で担当職員の5名との話合いで次のような会話が交わされている。

松本: ……付替水路工事を関西電力に任せると、安全管理などの面から良くないので、県が施工することに変更した事になっていますが、関西電力が施工するとしても、関西電力は電力会社ですから関電が直接に工事するわけじゃないでしょう。

プロの業者と請負契約してやらせるのと違いますか。

職員: はい。

松本: 福井県が行うとしても、県が直接工事するわけではないでしょう。県も業者に委託して施工するんじゃないですか。一体、どこが違うんですか。 ……まるで理屈が通りませんね。

職員: ……

河内川ダム建設工事（補助金 55%）に伴う関西電力熊川発電所施設の一部水没の補償としての本件付替水路工は、第三回補償協議会で合意された見積りが 54,160 千円であったが、わずか三日後の平成 28 年 6 月 10 日の第四回補償協議会において、関電代理人により有無を言わず 209,000 千円に跳ね上げられたものである。

したがって、209,000千円の請負代金でも関西電力は十分な利益を得る筈であった。しかるに、正式な会議に諮ることもなく一方的に本件変更が強行されたのは関電代理人らの邪（よこしま）な意図が働いていたからに外ならない。

「覚書」に違反して、関西電力をして一年間も付替水路工事に着手させなかった関電代理人らの意図は、当初計画を変更して、もっと儲かる方法、即ち工事は福井県に施工させて請負代金だけをまるまる関西電力に取得させる方法を探ることにあつた。

一見、無謀で不可能に見える計画も、福井県知事の同意と協力、国土交通省の承認があれば実現可能であり、実際に関電代理人らの「計画」は完全に実行された。

補償名目を「発電所補償費」から「付替水路工事費」に変更することで関西電力は、平成 29 年度 204,000 千円、平成 30 年度 90,000 千円、平成 31（令和元）年度 64,000 千円、合計 358,000 千円の不法利益を得た。

関西電力の不法利益 3 億 5800 万円の財源は国民の税金、市民の血税である。かかる犯罪が見逃されるようなことがあってはならない。

次号につづく